

9章 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 熊本市における内部の推進体制について

本市では、2期計画の策定に向け、10局からなる「2期熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）策定庁内会議」を設置し（設置日：平成23年9月20日）、施策等の取りまとめ、県や民間事業者との連携、各種計画との整合性など、計画策定に必要な横断的な検討を行った。2期計画策定後も、この組織を母体として熊本市内部の推進体制やフォローアップ体制を整備していくこととする。

また、庁内会議の下部組織として、2期基本計画の策定に取り組んできた作業部会（主に課長補佐級、係長級で組織）を引き続き設置し、具体的な事業内容の調整など実務面での対応を行うこととする。

2期熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）策定庁内会議及び作業部会構成

役職	庁内会議メンバー	作業部会メンバー
座長	都市整備局技監兼都市政策部長	
副座長	企画財政局企画情報部長	
副座長	農水商工局次長兼商工振興部長	
副座長	観光文化交流局次長兼観光交流部長	
委員	企画財政局企画情報部企画課長	主任技師
委員	〃 財務部財政課長	主任主事
委員	市民生活局市民生活部生活安全課長	主査
委員	健康福祉局健康政策部健康福祉政策課長	政策調整主幹
委員	子ども未来局子ども支援部子育て支援課長	
委員	環境保全局環境保全部緑保全課長	主幹
委員	〃 水保全課長	課長補佐
委員	〃 環境事業部廃棄物指導課長	主幹
委員	農水商工局商工振興部産業政策課長	課長補佐、主任主事
委員	〃 商工振興課長	課長補佐、係長
委員	〃 農林水産振興部生産流通課長	課長補佐
委員	観光文化交流局観光交流部シティプロモーション課長	主幹、主査
委員	〃 観光振興課長	主査
委員	〃 熊本城総合事務所長	主査
委員	〃 文化スポーツ交流部文化振興課長	課長補佐
委員	〃 スポーツ振興課長	課長補佐
委員	都市建設局都市政策部都市計画課長	政策調整主幹
委員	〃 都心活性推進課長	課長補佐、主幹、参事
委員	〃 交通政策総室次長	参事
委員	〃 都市整備部開発景観課長	係長
委員	〃 開発景観課長	課長補佐
委員	〃 熊本駅周辺整備事務所次長	主査
委員	〃 建築部建築計画課長	課長補佐
委員	〃 土木部土木総務課長	課長補佐
委員	交通局総務課長	係長
委員	〃 電車課長	課長補佐
委員	教育委員会事務局生涯学習部熊本博物館長	館長補佐

(2) 熊本市における取り組み状況

- 平成 23 年 9 月 5 日 2 期中心市街地活性化基本計画策定庁内連絡会議開催
- ・ 庁内各局の政策調整担当者を対象とした会議で、基本計画策定に向けた取り組みの考え方や、新規事業の掘り起こし、今後のスケジュールについて協議
- 9 月 9 日 1 期中心市街地活性化基本計画の数値目標に係る課長会議開催
- ・ 1 期計画で掲げた数値目標についての検証を行い、2 期計画策定に向けた目標指標及び目標数値の設定について協議
- 9 月 21、27 日
- 中心市街地活性化協議会における「熊本駅周辺」、「新町・古町」、「通町・桜町周辺」、「広域総合」の各部会への出席
- ・ 2 期計画策定に向けた民間新規事業等の提案について協議
- 9 月 28 日 2 期中心市街地活性化基本計画策定庁内会議（第 1 回）開催
- ・ 2 期計画策定に向けた今後の取り組みの概要や、素案の作成に向け掲載する事業の抽出、スケジュールについて協議
- 9 月 30 日～中心市街地活性化に関する市民アンケートの実施
- ・ 18 歳以上の市民 3,000 人を無作為抽出し、中心市街地についての考えを調査し、2 期計画の事業推進に役立たせるため実施
- 11 月 2 日 2 期中心市街地活性化基本計画策定庁内会議（第 2 回）開催
- ・ 2 期計画の素案の内容や庁内関係部局からの意見等について協議
- 11 月 9 日 経営戦略会議において「2 期熊本市中心市街地活性化基本計画」（素案）の決定
- 平成 24 年 2 月 「2 期熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）」の策定

(3) 熊本市議会における中心市街地活性化に関する審議又は討議の内容

①熊本市議会本会議における中心市街地の活性化に関する一般質問に対する答弁

年月	質疑内容（抜粋）	答弁要旨
平成 23 年 12 月議会	くまもと未来 1 期計画の総括について	<p>1 期計画の 3 つの目標指標について検証を行った。その結果、「熊本城の年間入園者数」と「市電の年間利用者数」は、目標を達成する見込み。2 期計画にて事業を追加し、施策の充実を図る必要があると総括した。</p> <p>一方、「商店街歩行者通行量」は、目標が達成できなかった。再開発事業の遅延等が要因であると分析。今後、目標を達成するには、より積極的な施策の充実が必要であると総括した。</p>
平成 23 年 12 月議会	市民連合 回遊性向上のための 具体的施策について	<p>ハード・ソフト双方の事業を一体として推進していくことが重要と考えており、2 期計画では、ハード面は、熊本城第 2 期復元整備事業や市電の電停改良事業など、ソフト面は、中心市街地の空き店舗等総合活用事業や商店街と連携したイベントの開催などを計画している。</p>
	1 期計画の進捗率と 2 期計画の総事業費に ついて	<p>1 期計画の総事業費は約 1 千 9 百億円で、事業費ベースの進捗率は約 47%。</p> <p>2 期計画の事業費については、現在、事業規模や事業内容等を精査中である。</p>

②中心市街地の活性化に関する特別委員会

中心市街地活性化及びこれに関する事業の諸問題と対策に関する調査、議論を行うため設置された委員会において、中心市街地活性化に関する諸施策について検討が行われている。

(委員会の開催状況)

- |            |              |                                   |
|------------|--------------|-----------------------------------|
| 平成23年8月16日 | 平成23年度第1回目開催 | ・1期中心市街地活性化基本計画（熊本地区）の進捗状況等について検討 |
| 10月18日     | 平成23年度第2回目開催 | ・2期中心市街地活性化基本計画の策定に係る取組概要について検討   |
| 12月21日     | 平成23年度第3回目開催 | ・2期中心市街地活性化基本計画の素案について検討          |

9章 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 熊本市中心市街地活性化協議会の概要

熊本商工会議所及び株式会社まちづくり熊本が共同設置者となり、平成18年12月に「熊本市中心市街地活性化協議会」が設立された。

2期計画においても1期計画と同様に活動を行っていく。

①協議会の構成員

協議会は、熊本市中心市街地の都市機能の増進または経済活力の向上を総合的に推進するために、本市の他、商業、交通その他の民間事業者、教育・福祉、まちづくりの分野における団体等、多様な主体からの代表を構成員として位置づけている。

中心市街地活性化協議会の構成員（順不同）

役職	所 属	根拠法令	所属団体役職
会 長	1 熊本商工会議所	法第15条第1項第2号(商工会議所)	会 頭
副 会 長	2 熊本市農水商工局	法第15条第4項第3号(市)	局 長
	3 (株)鶴屋百貨店	法第15条第4項第1号及び2号(商業)	代表取締役社長
委 員	4 安政町商興会	法第15条第4項第1号及び2号(商業)	会 長
	5 一地域商店会連絡協議会	法第15条第4項第1号及び2号(商業)	会 長
	6 駕町通り商店街振興組合	法第15条第4項第1号及び2号(商業)	理事長
	7 上通商栄会	法第15条第4項第1号及び2号(商業)	会 長
	8 熊本駅周辺商店街活性化連絡協議会	法第15条第4項第1号及び2号(商業)	熊本駅西商友会会長
	9 熊本県商店街振興組合連合会	法第15条第4項第1号及び2号(商業)	会 長
	10 熊本市中央繁栄会連合会	法第15条第4項第1号及び2号(商業)	会 長
	11 下通繁栄会	法第15条第4項第1号及び2号(商業)	会 長
	12 シャワー通り商店会	法第15条第4項第1号及び2号(商業)	専務理事
	13 新市街商店街振興組合	法第15条第4項第1号及び2号(商業)	理事長
	14 (株)県民百貨店	法第15条第4項第1号及び2号(商業)	代表取締役社長
	15 (株)鶴屋百貨店	法第15条第4項第1号及び2号(商業)	顧 問
	16 (株)古荘本店	法第15条第4項第1号及び2号(商業)	常務取締役
	17 南九州コカ・コーラボトリング(株)	法第15条第4項第1号及び2号(商業)	取締役 営業企画部長
	18 九州電力(株)熊本支店	法第15条第4項第1号及び2号(地域経済)	執行役員支店長
	19 西部ガス(株)熊本支社	法第15条第4項第1号及び2号(地域経済)	執行役員支社長
	20 西部電気工業(株)	法第15条第4項第1号及び2号(地域経済)	取締役営業推進統括部長
	21 西日本電信電話(株)熊本支店	法第15条第4項第1号及び2号(地域経済)	理事 支店長
	22 学校法人熊本学園 熊本学園大学	法第15条第4項第1号及び2号(高等教育)	商学部教授
	23 熊本県立大学	法第15条第4項第1号及び2号(高等教育)	環境共生学部准教授
	24 国立大学法人 熊本大学 工学部	法第15条第4項第1号及び2号(高等教育)	副学長
	25 国立大学法人 熊本大学 工学部まちなか工房	法第15条第4項第1号及び2号(高等教育)	工学部教授
	26 九州産業交通ホールディングス(株)	法第15条第4項第1号及び2号(交通)	代表取締役社長
	27 九州旅客鉄道(株)熊本支社	法第15条第4項第1号及び2号(交通)	取締役支社長
	28 熊本市交通局	法第15条第4項第1号及び2号(交通)	熊本市交通事業管理者
	29 熊本電気鉄道(株)	法第15条第4項第1号及び2号(交通)	常務執行役員
	30 熊本バス(株)	法第15条第4項第1号及び2号(交通)	取締役総務部長
	31 熊本都市バス(株)	法第15条第4項第1号及び2号(交通)	代表取締役
	32 熊本県信用金庫協会	法第15条第4項第1号及び2号(地域経済)	会 長
	33 熊本第一信用金庫	法第15条第4項第1号及び2号(地域経済)	代表理事 会長
	34 (株)熊本ファミリー銀行	法第15条第4項第1号及び2号(地域経済)	代表取締役頭取
	35 (株)肥後銀行	法第15条第4項第1号及び2号(地域経済)	公務部長
	36 (株)熊本日日新聞社	法第15条第4項第1号及び2号(地域経済)	常務取締役
	37 熊本朝日放送(株)	法第15条第4項第1号及び2号(地域経済)	代表取締役社長
	38 (株)電通九州 熊本支社	法第15条第4項第1号及び2号(地域経済)	支社長
	39 特定非営利活動法人 おーさあ	法第15条第4項第1号及び2号(福祉・教育)	理事長
	40 (有)エスポ	法第15条第4項第1号及び2号(福祉・教育)	代表取締役
	41 熊本城下のまちづくり協議会 桜町地区会議	法第15条第4項第1号及び2号(まちづくり)	会 長
	42 城見町栄栄会	法第15条第4項第1号及び2号(商業)	会 長
	43 すきたい熊本協議会	法第15条第4項第1号及び2号(まちづくり)	会 長
	44 熊本消費者協会	法第15条第4項第1号及び2号(消費者)	会 長
	45 アリانس	法第15条第4項第1号及び2号(福祉・教育)	代 表
	46 日本郵政(株)九州施設センター	法第15条第4項第1号及び2号(地域経済)	総務グループ マネージャー
	47 (株)キューネット	法第15条第4項第1号及び2号(地域経済)	代表取締役社長
	48 (株)雇用促進事業会	法第15条第4項第1号及び2号(地域経済)	代表取締役社長
	49 (株)コスギ不動産	法第15条第4項第1号及び2号(地域経済)	代表取締役
	50 (株)ビーエス不動産	法第15条第4項第1号及び2号(地域経済)	代表取締役
	51 (株)明和不動産	法第15条第4項第1号及び2号(地域経済)	代表取締役
	52 (社)熊本県不動産鑑定士協会	法第15条第4項第1号及び2号(地域経済)	副会長
	53 (株)くまもと土地経済	法第15条第4項第1号及び2号(地域経済)	代表取締役
	54 熊本市 農水商工局	法第15条第4項第3号(市)	局次長

## 9章 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

熊本市中心市街地活性化協議会 委員名簿（つづき）

役職	所 属	根拠法令	所属団体役職
委 員	55 熊本市 都市建設局	法第15条第4項第3号(市)	局次長
	56 熊本商工会議所	法第15条第1項第2号(商工会議所)	専務理事
	57 (株)まちづくり熊本	法第15条第1項第1号(まちづくり会社)	代表取締役社長
	58 熊本市観光文化交流局	法第15条第4項第3号(市)	局長
	59 熊本城城下町精霊流し市民の会	法第15条第4項第1号及び2号(まちづくり)	事務局長
	60 熊本まちなみトラスト	法第15条第4項第1号及び2号(まちづくり)	事務局長
アドバイザー	1 (株)人間都市研究所		代表取締役
	2 熊本南警察署		署長
	3 熊本北警察署		署長
オブザーバー	1 熊本市商工振興課		
	2 熊本市都心活性推進課		
	3 (独)中小企業基盤整備機構 九州支部		サポートマネージャー
	4 九州経済産業局		

協議会の設置者である(株)まちづくり熊本は、都市機能の増進を図る者として、民間事業者と行政が一体となった官民協同のまちづくり会社として設立された。

2期計画においても1期計画と同様に事業目的に沿った活動を行っていく。

### ○(株)まちづくり熊本の概要

【設立】 平成18年12月26日

【資本金】 12,000,000円

【株主】 熊本市、熊本商工会議所他

出資者	株主数	出資額(千円)	出資比率(%)
熊本市	1	2,500	20.8
熊本商工会議所	1	2,500	20.8
熊本県	1	500	4.2
地元商業、交通、金融、その他の企業者	13	6,500	54.2
計	16	12,000	100.0

### 【事業目的】

- 1.都市基盤整備事業、都市再開発、観光開発及び産業振興事業に関する各種調査、研究、企画立案並びに実施及びコンサルタント業務
- 2.商業地域の市場調査診断に関する業務
- 3.商店街、商店の販売促進のための共同事業、産業振興の為の企画、運営、指導、情報提供 他

### ②協議会の目的

協議会規約第3条により、協議会の目的は以下のように定められている。

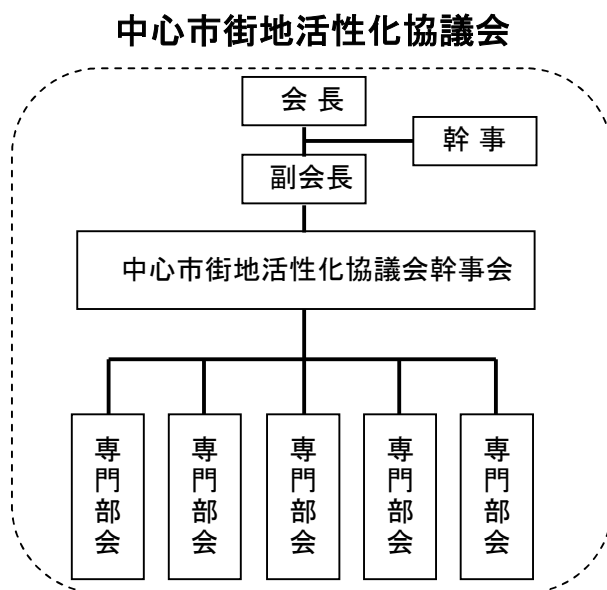
- (1) 熊本市が策定する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見の調整及び整理
- (2) 熊本市の中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- (3) 熊本市の中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報の交換
- (4) 熊本市の中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- (5) その他中心市街地の活性化に関すること。

③協議会の組織

上記目的の審議及び承認、また協議会の運営全般に関し必要な事項を定めるため、協議会には幹事会を置き、さらに個別事業等に関する専門的協議及び調整のために、専門部会を組織し、多様な主体が相互連携を図り、中心市街地の活性化に効果的かつ効率的に取り組むこととしている。

専門部会は現在、熊本駅周辺地域部会、新町・古町地域部会、通町・桜町周辺地域部会、広域総合部会の4部門が置かれている。

中心市街地活性化協議会の組織構成



中心市街地活性化協議会幹事会の構成員（順不同）

役 職	所 属	所属団体役職
幹 事 長	国立大学法人 熊本大学工学部	工学部長
副幹事長	(株)まちづくり熊本	代表取締役
幹 事	すきたい熊本協議会	会 長
	学校法人熊本学園 熊本学園大学	商学部教授
	(株)鶴屋百貨店	代表取締役
	西日本電信電話(株) 熊本支店	支 店 長
	(株)電通九州 熊本支社	支 社 長
	(株)キューネット	代表取締役社長
	上通商栄会	会 長
	(株)古荘本店	常務取締役
	南九州コカ・コーラボトリング(株)	執行役員営業企画部長
	九州産業交通ホールディングス(株)	代表取締役社長
	下通繁栄会	会 長
	熊本市 農水商工局	局 長
	熊本市 都市建設局	局 次 長
熊本商工会議所	専務理事	
アドバイザー	(株)人間都市研究所	代表取締役

## 9章 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

### (2) 平成23年度会議等の開催実績

#### ①熊本市中心市街地活性化協議会

開催日	内容
第1回 平成23年7月7日	(1) 平成22年度活性化協議会事業報告(案)、収支決算(案)について (2) 平成23年度活性化協議会事業報告(案)、収支決算(案)について (3) その他 ・銀座通り歩行者空間整備について ・熊本城桜の馬場城彩苑の観光客と運営状況について
第2回 平成23年8月24日	(1) 中心市街地活性化基本計画の進捗状況と成果報告について (2) 今後の取り組みについて
第3回 平成23年11月30日	(1) 熊本市中心市街地活性化基本計画策定(案)について (2) 各種イベント計画等(案)について
第4回 平成23年12月22日	(1) 中心市街地活性化基本計画(案)について
第5回 平成24年2月3日	(1) 2期熊本市中心市街地活性化基本計画(熊本地区)に関する意見について

#### ②幹事会

開催日	内容
第1回 平成24年1月25日	(1) 2期熊本市中心市街地活性化基本計画(熊本地区)に関する意見について

#### ③専門部会

熊本駅周辺地域部会、新町・古町地域部会、通町・桜町周辺地域部会、広域総合部会について、それぞれ1回～2回の協議が行われている。



(3) 熊本市中心市街地活性化協議会からの意見書（平成24年2月7日）

「2期熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）」（素案）について（意見）

I. はじめに

熊本市は、平成23年3月の九州新幹線全線開業や平成24年4月の政令指定都市への移行を契機として、魅力と活気に満ちたまちづくりを進めていくうえで、またとない好機を迎えています。また、将来に向けて、九州中央の拠点性をより高めていく必要があります。

一方、平成19年3月に策定された「熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）」（以下、1期計画と略します。）の進捗について分析しますと、3つの数値目標のうち2つが目標を達成する見込みであり、平成20年度には熊本城の入園者数が城郭で全国一になるなど大きな成果が上がりました。しかし、中心商店街などのにぎわいづくりに官民協働で取り組んだものの、「歩行者通行量」は目標達成が困難な状況であり、今後も引き続き中心市街地活性化への取り組みが重要であると考えられます。

このような状況の中、今回熊本市において策定された「2期熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）」（素案）（以下、2期計画と略します。）について、平成24年1月10日付けで熊本市長から意見照会を受けました。そこで、本協議会におけるこれまでの討議を踏まえて、次のとおり意見を述べるものであります。

II. 本協議会の意見

2期計画につきまして素案の内容を精査しましたところ、以下の理由から概ね妥当なものと判断いたします。

まず、2期計画の基本方針である「人々が活発に交流しにぎわうまちづくり」、「城下町の魅力があふれるまちづくり」、「誰もが気軽に訪れることができるまちづくり」と、それぞれに対応した目標指標である「歩行者通行量」、「熊本城入園者数」、「市電利用者数」は、1期計画を踏襲されています。

2期計画においては、1期計画の評価・検証などから、中心市街地の活性化に必要なものとして、「都市機能のさらなる集積と更新」、熊本城をはじめ地域の特性を最大限に活かし「多くの人を引きつける魅力の創出」、中心市街地に気軽に訪れることができるような「公共交通の利便性向上」を挙げてあり、これらは1期計画における方針と一致するものとして、2期計画でも踏襲するとされています。このことは中心市街地の現状からみても妥当なものであると考えます。

また、目標数値について、「熊本城入園者数」、「市電利用者数」は、1期計画の総括での課題を踏まえて、高い目標値を設定されていますが、「歩行者通行量」の目標値は、1期計画と比べ低く設定されています。これは、1期計画における数値の推移を踏まえると、2期計画での着実な効果の発現という点からは目標値として妥当であると判断します。しかしながら、1期計画の数値を上回るような熱意と意気込みは必要ではないかと感じます。

次に、掲載事業については、3つの目標指標に寄与する主な事業として「中心市街地空き店舗等総合活用事業」や「熊本城第Ⅱ期復元整備事業」、「電停改良事業」など、数多くの事業が新たに盛り込まれ、事業完了時には中心市街地の活性化に大きく寄与することが期待できる内容となっており、2期計画の内容としてふさわしいものであると感じております。

加えて、2期計画に掲げる目標の達成に向けては、全ての事業の完遂が何よりも重要であることから、引き続き事業推進に向け官民一体となった協力体制のもと、積極的に取り組んでいただくことが肝要であると考えます。

### Ⅲ. 付記事項

中心市街地の活力低下に歯止めをかけ、商業等の活性化を促進していくためには、既存の政策や制度に囚われず、空き店舗対策をはじめ、幅広い事業手法を選択・活用しながら、総合的なエリアマネジメントの意識を高く持ち、本市中心市街地の魅力度を一層向上させていく必要があり、商業の活性化事業に加え、市街地整備や交通体系整備に係る事業についても積極的なご配慮をお願いしたい。

2期計画の事業推進にあたっては、以下の観点や推進体制に立って、個々の事業を積極的に推し進めていくことが重要であると考えます。

#### (1) 新規事業への支援及び追加

2期計画の策定に向け、本協議会としても、より多くの民間事業を掲載できるよう努力しましたが、事業内容の精度が固まっていないなどの理由から、掲載を断念したものが多数あります。これらの事業の精度が固まり次第、追加いただくことにより、2期計画内容のさらなる充実を図っていただくようお願いします。

#### (2) 事業推進体制の充実

本協議会においては事業実施者や関係団体等と連携し、今後も適宜協議・調整等を行い、2期計画の推進や中心市街地の活性化に努めていきますので、本協議会における事業推進体制の充実について積極的な支援をお願いします。

#### (3) 広報及び広聴

中心市街地の活性化には、関係者のみならず市民等各界・各層の協力が欠かせないことから、中心市街地の果たす役割や重要性について十分な市民の理解が得られるよう、今後も協議会において基本計画の周知に取り組んでいきます。熊本市においても、引き続き周知に努めていただくようお願いします。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1) 市民・商業者・まちづくり関係者の活動状況

本市においては、旧中心市街地活性化法に基づく基本計画の策定以降、中心市街地の各地区でまちづくりに係る団体が次々に組織され、商業者のみならず、大学の教員や学生、NPO団体等、多様な主体が係わった活動が積極的に展開されている。

○熊本市中心商店街等連合協議会（7商協）

平成16年12月に中心市街地の4つの商店街（上通商栄会、下通繁栄会、新市街商店街振興組合、中央繁栄会連合会）が団結し、「熊本市中心商店街等連合協議会」を設立した。

平成18年度から、この4つの商店街に駕町通り商店街振興組合、安政町商興会が加わり通称6商協に、また、平成20年度からは銀座通繁栄会も加わり、7商協となった。

設立後の平成17年度から、季節ごとの合同イベントを開始し、街なかの賑わい創出に取り組むとともに、平成22年度には、同協議会が中心となって、アーケード内の道路空間の環境保全を検討する協議体や街なかの公衆無線LAN化の検討を行う協議体を立ち上げるなど、イベントのみならず、中心市街地の継続的な活性化を図るための活動を行っている。

○熊本大学「まちなか工房」

熊本大学工学部が、平成17年度文部科学省特別教育研究費の「ものづくり創造融合工学教育事業」の一環として、中心市街地に「まちなか工房」を開設し、建築学科、社会環境工学科の教員、学生等が活動している。主な活動内容は、1)地域情報の蓄積に基づくまちづくり研究と教育、2)中心市街地活性化に向けた組織との連携・支援、3)まちづくりに関する学習機会や交流機会の提供、4)まちづくり関わる専門知識や技術の提供である。平成23年からは文部科学省「革新ものづくり展開力の協働教育事業」のもとで更なる展開を図っている。



1)については、毎年度、大学内から研究プロジェクトを募集し、研究教育活動を行っている。平成22年度には、①まちなか居住の実態とその選好意識および生活環境整備に関する調査分析、②中心市街地の多様なにぎわいを活かした景観まちづくり、③熊本市中心市街地の公共空間整備を事例とする研究・教育、④ネットワークを利用した創造的会議技術の実践的研究・教育が行われ、これらの成果は関連学会



## 9章 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

で高く評価されている。また、これらのプロジェクトに関わった学生はまちづくりに関する実践的な取り組みに積極的に参画した。

2)については、6商店街組織と2百貨店、大手企業、および行政も加わって平成18年8月に設立されたまちづくりコンソーシアム「すきたい熊本協議会」に特別会員として参画し、以後、まちなかの実態調査や計画立案の支援を行っている。このような取り組みが評価され、全国都市再生まちづくり2006においては、まちなか工場の「地域と連携したまちづくり」がまちづくり大賞に選ばれた。近年では、NPO法人日本都市計画家協会が開催する全国まちづくり会議において、2009年に熊本中心市街地活性化の取り組みとまちなか工場の役割と活動を紹介したポスターが、「まちづくり大賞」を受賞した。

3)の活動については、工房教員が中心となり、商店街や熊本市などの地元関係者、まちなかの将来に関心を持つ市民を対象に、毎月一回のペースで「まちづくり学習会」を開催してきた。県内外から招いた専門家や実務経験者による講演を聞きながら意見交換してきた。平成22年度も10回開催し、平成17年7月以来、22年度末までの6年間に通算66回の学習会を開催した。商店街からも招聘講師や講演内容の希望が出されるなど、著名講師のまちづくりに関する熱い語りを身近に聞く機会として定着してきている。



4)の代表的な活動は、2005年に建築床面積14万平方メートル、駐車台数5,700台もの超大型ショッピングセンターが九州自動車道益城熊本空港インターチェンジ近くの市街化調整区域に出店を計画した際、工房のプロジェクトとして交通需要の予測と便益の評価を行った。その結果、当該計画が都市圏全域に交通混雑が及び、時間損失や環境悪化による社会的不便が生じる可能性が大きいことをまちづくり学習会やすきたい熊本協議会で報告した。これを受けて、熊本市は2006年に事前審査により当該開発行為については、許可できないものと判断した。このように、近年における郊外大型店の立地などに起因して、地元の商店街関係者との間の危機意識とともに、組織連携の気運が高まったことで、まちづくりに向けた組織連携の核として、中心市街地におけるまちなか工場の役割は確立されつつあり、今後も地域貢献、地域連携に向けた取り組みの効果は確実に発揮されていくものである。

### ○熊本まちなみトラスト

#### (団体活動の概要)

新町・古町地区は、400年前に加藤清正が熊本城築城と同時に造成した城下町であり、明治10年の西南戦争では主戦場となって市街地が灰燼にきし、その跡に町屋の復元と近代化諸施設の建設が同時に進められ、一部は遺産として今も残っており、城下町創建時の形を今にとどめる『町割(まちわり)』の上に、それらの近代化遺産が点在している。

そのような地区の中にある「旧第一銀行熊本支店社屋」が金融機関の再編で不要になり、

## 9章 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

大正8年の建築時から地域のシンボルとして親しまれながらも取り壊し寸前にあった1997（平成9）年、使い手を探しだし、活用保存の道筋をつけたのをきっかけに、熊本まちなみトラストが設立された。

その後、1998～1999（平成11）年には、同11年9月に解体となったが、「旧日本勧業銀行熊本支店社屋」の保存に取り組み、また、「月星化成熊本工場（明治の赤レンガ建造物）」では2000（平成12）年の見学会から2003（平成15）年の解体まで、「一部保存しながら新しい庁舎建築に活かす」設計提案を行いながら県・市、地元のまちづくり団体を巻き込んで粘り強く取り組み、全面解体という結果となったものの、移築保存というかたちで2棟の登録文化財を生み出している。

さらに、2003（平成15）年11月に「JR上熊本駅舎を活かす会」の設立でスタートを切り、2006（平成18）年7月1日に市電の上熊本停留所上屋として移築工事が竣工した「上熊本駅舎（大正2年建造）」の活用保存に大きく寄与した。

現在も新町・古町地区には、登録文化財4棟、条例に基づく景観形成建造物7棟が点在しており、それらの歴史遺産を守るオーナーたちとの交流会や、町家を巡るツアー、各種シンポジウムなどを通してこれらの活用保存に継続的に取り組んでいる。

### （平成19年度～23年度の活動）

#### ①町屋調査と町屋再生への取り組み

平成19年11月3日に行った『町屋ウォッチング』を皮切りに町屋の全数調査を行い、新町古町地区内（約100ha）に400棟が現存していることを確認しており、平成20年度には、町屋所有者、利用者に対する利活用についての意向調査を行うとともに、平成22年度には地域住民を対象に景観面からの意識調査を実施している（熊本市からの委託）。

これらの取り組みから、平成21、22年度には他団体との共同イベント「町屋体験の日」を実施することで、町屋巡り等に多くの参加者を得るとともに、それらの交流をきっかけとして町屋の担い手を発掘、具体的な活性化事業に結びつける活動を行っている。

町屋体験の日  
（右写真）



空き店舗状態（写真上）  
開業後の店内（写真右）



## ②近代化遺産の顕彰活動

平成21年3月に第1回、同21年12月～22年1月に第2回の歴史的建造物のライトアップと街歩き事業を実施しており、平成22年12月・同23年は11月に「けんちく寿プロジェクト」と銘打った近代建築の文化的価値を顕彰するイベントを開催しており、このほかにも年に数回のシンポジウムと街歩きイベントを実施している。

## ③他団体との連携活動

新町古町では多様な市民団体、まちおこしグループが活動しているが、それらの団体と連携しながら地域活性化に取り組んでいる。

### (今後の活動の方向付け)

#### ①歴史的環境の顕彰活動

『生活環境の回復』という目標像に根ざし、地域住民の意識を啓発する事業－ライトアップ・街歩き・町屋巡り・近代化遺産の顕彰等－を継続して実施していくことで、目標像を確認しながら各団体の力量形成を目指している。

#### ②町屋再生による地域活性化

町屋の改修事業は、「生活環境の回復」という地域住民の願いと新幹線開通後の外からのお客様のおもてなし、という両面の目的を持つ。二つの目的を持ちながら町屋の担い手を探して運営をゆだねる、という地域活性化の助産婦としての役割を担い続けることとしている。

### (中心市街地活性化への寄与)

本計画に掲げる「熊本駅都心間協働のまちづくり」は、このような地域住民や団体主体のまちづくりを支援、推進するもので、熊本城を有する城下町の魅力向上を図り、中心市街地の活性化を図っていくものである。

## ○すきたい熊本協議会

中心市街地のまちづくりについて検討を行うため、熊本市中心商店街等連合協議会（7商協）をはじめ百貨店（鶴屋・県民百貨店）やバス事業者（九州産交グループ）などの地元企業や大学（熊本大工学部まちなか工房）、行政等で構成する組織を平成18年8月に設立した。

組織の活動内容としては、

- ①安全・安心な街環境の整備
- ②中心市街地をめぐる交通体系の研究・提言
- ③地域一体の魅力づくり（魅力的な集客イベントの開催）

をテーマに取り組んでいる。

平成18年から現在まで「中心市街地イルミネーション“光のページェント”」を毎年11月～1月まで開催、平成18年12月に「熊本電鉄線の利用促進・都心結節とまちづくりを考えるシンポジウム」を開催、平成18年12月24日には交通社会実験「クリスマスイヴは電車に乗って街へ行こう」を実施し、100円均一料金やパークアンドライドの実践を行った。平成19年7月には飾り灯籠を制作しホテルキャッスルに設置。同11月には日本政策投資銀行の藻谷浩介氏の講演会を、また、平成20年11月には「ユビキタスイノベー

## 9章 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

「ショーン～どこでもコンピュータが世界を変える～」と題し坂村健氏の講演会を実施した。平成21年3月には、We Love 天神協議会(福岡)、We Love 天文館(鹿児島)との三都市連携協定を結び、We Love 九州として広域エリアマネジメントに参画している。平成22年3月には「パンゲア。展 in まちなか美術館」を実施し、中心市街地活性化のため街なかの商店のショーウィンドーなどに作品を展示した。現在はまちなか美術館を中心に活動する「アートシティ委員会」、中心商店街のエコ活動について研究する「エコ委員会」、熊本城を活かしたまちづくりを研究する「熊本城委員会」の3つの委員会を立ち上げ、中心市街地の活性化に向けた活動に取り組んでいる。

### ○熊本城下のまちづくり協議会桜町地区会議

平成17年10月に桜町界隈の企業、自治会、公有施設等により、熊本城と城下町の魅力を活かした地域づくりに取り組むため発足。

- ①歴史と伝統ある「城下町くまもと」の創出
  - ②城下町らしいまちなみの創造
  - ③坪井川を活かした取り組み
  - ④中・長期のまちづくりビジョンの策定
- に取り組んでいる。

平成18年度は4月1日・2日開催の「桜町さくらまつり」、10月15日・16日で実施された竹灯籠で幻想的に街を照らす「みずあかり」、また平成18年11月17日～平成19年1月31日まで「中心市街地イルミネーション“光のページェント”」を実施している。

### ○サムライ祭

平成17年の地元テレビで放送された「高校生と熊本市長及び商店街で、これからの熊本について話し合う」という趣旨の特別番組の中において、一人の高校生の「高校生が中心となって、街の繁栄のために何かやりたい」との発言から始まった高校生による中心市街地の活性化イベント。

- ① 熊本市街地の活性化のために
- ② 熊本のシンボルである熊本城に貢献するために
- ③ モラル向上のために

を趣旨として平成17年に4つの高校の有志で第1回を開催。第7回目となる平成22年度は8つの高校の有志により、上通・下通・新市街において、「一斉清掃作業」、「バザー」、「カフェ」、「お茶会」などを展開。びふれす広場でのサムライステージにおいては、「出し物(ダンス・書道・ハンドベル披露等)」や「国際交流(ファッションショー・音楽演奏等)」のほか、熊本市長、商店街店主を交えて新幹線開通後の中心市街地の活性化について討論会が行われた。

高校生の郷土愛を育み、中心市街地活性化を図る将来のオピニオンリーダーを育てる取り組みとして熊本市も後援を行っている。

### ○防犯ボランティア団体による「安全安心まちづくり」の推進

平成18年6月に制定した「犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例」に基

づき、市民、事業者等が自ら安全安心まちづくりを推進するためのパトロールを実施している。

「熊本市防犯モデル地区推進委員会」は、昭和40年の創設以来、社会環境の浄化、青少年の健全育成、及び暴力犯、窃盗犯など各種犯罪の防止を図り、熊本の中心部にふさわしい明るいまちづくりに寄与することを目的に防犯活動を推進している。

平成19年に設立された「日本ガーディアン・エンジェルズ熊本支部」は、繁華街を中心にパトロール等を実施するほか、子ども・青少年の健全育成や地域安全運動を支援するなど、安全で住みよいまちづくりの推進に寄与することを目的に活動している。

## (2) 客観的現状分析、ニーズ分析

本計画の策定にあたっては、熊本市や中心市街地の社会経済的な環境の変化を踏まえ、熊本都市圏、熊本市、中心市街地といった地域別の分析、並びに、人口・土地利用、商業・業務機能、観光・コンベンション、公共公益施設、交通、安全・安心といった分野別の統計的データ、既存検討・研究資料等による客観的な把握・分析を行っている。

(1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 [4]、[5]、[6]に記載 P10～P32)